

総論 むすび

国際婦人年を契機として、我が国の各界、各方面で、婦人の社会的地位の向上と生活の安定を図り、積極的な社会活動への参加など婦人の役割を高めるための行動が力強く始められているが、これらは、国民一人一人が理解を深め、国民相互の協力がより緊密なものとなることによって、初めてその成果が期待できよう。このことは、婦人に関連する社会保障の充実や社会保障における婦人の役割の高まりについても例外ではない。

このような認識の下に、以下我が国の婦人に関連する社会保障の問題点と課題をまとめるとともに、今後の方向を展望してみよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論

むすび

1 婦人の健康の維持と増進

妊娠、出産、育児を経験する婦人の健康の問題は、いわば世代を超えたものとしてとらえなければならないほど重要であると言える。

我が国の保健衛生水準は、戦後婦人の平均寿命が実に77年近くにまで伸びたことに表わされるように、著しく改善されてきている。しかし、残された課題も少なくない状況にある。

その第1は、国際的にみて妊産婦死亡率が高いことである。妊産婦死亡率は年々低下してきているものの、いまだ先進諸国のうちの多くの国の水準に達するまでに至っていない。

健康の維持増進の基本は個人自らの自覚と責任によるものであるが、このことは、妊娠、出産期にある婦人にとっても変わるところはない。しかしながら、既に述べたように、婦人、乳幼児等の身体的特性や健康上の特性に応じて婦人とその子に対する保健施策を充実し、健康を維持増進するための条件作りを整備することは肝要なことである。その意味で、地域の実情に十分配慮しながら母性保健に関する知識の普及(その中には、家族計画や適正な栄養摂取等に関する衛生教育の推進も含まれる。)に一層努めるとともに、妊産婦の生活状況、就労状況に応じた健康管理の充実をはじめ、機能的な母子保健体制の整備を推し進め、母子保健水準の一層の向上を図ることが重要な課題である。

第2は、婦人についても脳血管疾患、がんなどのいわゆる成人病による死亡率が高いことである。

成人病対策としては、従来から検診事業の推進が図られており、更に、近年に至って積極的な健康増進対策の普及促進が図られているが、自営業婦人や家庭婦人への浸透に一層の工夫と根気強い努力を重ねることが必要である。その場合、単に保健所、市町村等のサービス主体が個人個人に対して働きかけるだけでなく、地域の組織を活用することも一つの方法であろう。

第3は、農村婦人の健康の問題である。農村婦人は勤め人に比べ労働時間が長いことや循環器系の疾患や神経痛、神経炎が多いことなどを考えると、農村婦人の生活状況や健康状況等を踏まえた適切な栄養指導や健康管理等の施策を普及強化し、その健康の維持増進を図っていくことが必要である。

第4は、将来、母親となる者に対する健康に関する教育の一層の充実である。この教育は、学校教育や保健所、市町村等のサービス主体によるもののみならず、地域の自主的な組織を通じて行われることが重要であり、そのことによって、妊娠、分べん、育児の各時期の母性及び子の保健の向上を図る上で、大きな成果を期待し得るものと考えられる。

総論

むすび

2 健全な児童の育成と家庭生活の安定

子供、殊に乳幼児の場合は家庭において養育されることが自然であり、望ましいとするのが従来からの一般的な考え方であろう。その場合、通常は母親が乳幼児の主たる養育担当者となっている。しかしながら、既にみたように婦人の就業率は大勢的には依然として上昇傾向を続けており、今後とも就業構造の変化等に伴いこの傾向は強まるものと予想される。したがって、次代を担う子供の健全育成をどういう形で実現して行くかは子供自身や家族にとってはもちろんのこと、社会全体としても非常に重要な課題である。

近年、保育所の整備が進められ、その収容力の増大はめざましいものがあるのもその一つの現れとみることができよう。

ところで、保育問題についてまず検討すべきことは、保育所の機能とそれに対する期待が当初予定されたものよりは拡張されつつある今日、保育所のあり方について今一度考察を加えてみることである。その場合、幼稚園教育との関連を検討するとともに、職業生活と家庭生活の調和を図るための育児休業制度の普及についても併せて考える必要がある。また同時に幼児を持つ母親の育児を補う各種の社会資源の活用に努めるとともに、個々のケースについては、乳幼児の個性や家族構成、母親の生活実態や育児態度等その育児環境条件を十分に検討することが必要であろう。

なお、母親が就労している場合、小学校低学年児童については、下校後の児童の健全育成の問題がある。これに対しては、児童館などコミュニティ施設の整備の促進等によりその健全な育成の条件を整える必要がある。

次に、家族関係や家庭における婦人の役割等に触れてみよう。

都市化や核家族化の進行等社会情勢の変化があっても人間の成育や生活にとっては家庭が基礎となるものであり、人間にとって重要な拠り所になるものであることは疑いのないところであろう。

また、地域社会における人間関係が希薄化し、地縁関係が弱まってきたため様々な試みや努力がなされているにもかかわらず、新しい地域連帯の確立がみられるに至っていない今日では、望ましい形の家庭や家族関係はむしろ重要性を増しているものと言えよう。このことは「国民生活に関する世論調査」において、世帯主の年齢が25～29歳の場合でも40～49歳の場合でも、日頃の生活の中で充実感を感じるものとして「家族の団らん」が最も多く挙げられていることにも表われている。

しかし、一方では、乳幼児の育児、家庭教育問題等家庭管理について悩みを持つ母親も多く、日常生活上諸般にわたって心配ごとを持つ場合も少なくない。そこで、個別的对応としては、育児相談、家庭児童相談や心配ごと相談の機能を高めるとともに、集団的対応としては、母親クラブその他相互交流の場を培っていくことが必要である。

これらは、家庭の健全な姿を持ち続けるためにも大きく寄与するであろう。

総論

むすび

3 母子家庭,寡婦等の自立促進と生活の安定

夫(父)を失った母子家庭や夫に先立たれた寡婦が一般的に苦しい生活状況に置かれていることは既にみた
とおりである。したがって,年金等による保障の充実を進め,更に,就労に関しては能力開発,技術の取得に
よる職域拡大,就労促進,パート・タイマーを含めて待遇条件の向上を図り,併せて,母子福祉資金の貸付け
等自立促進のための措置を一層推進することが要請される。

更に,中高年独身婦人については,住居の確保等総合的な福祉の充実を図る中でその生活の安定に努めるこ
とが必要であると考えられる。

総論

むすび

4 豊かな老後の保障

今後、我が国の人口構造は急速に老齢化が進み、老齢人口は著しく増加するものと推計されている。この老齢人口に占める婦人の割合は、大きくなるばかりであり、しかも配偶者のない者の数は増える傾向にある。

このような状況の中で、婦人がゆとりのある安定した老後の生活を営んでいくためには、まず、健康の維持、増進などの問題がある。老人ができるだけ長く健康を保持するためには、まず、自ら健康を守ることが基本になければならない。また、老人各人の健康度は極めて様々であることから、社会福祉サービスと連携を保ちながら適切な保健サービスや医療サービスを有機的に提供する仕組みを作る必要がある。

次に、老後の生活の問題がある。その第1は経済的な面である。社会保障は、本来、生活の自立、自助を基本とし、国民的社会連帯と相互扶助の精神に基づき国民の生活と健康を保障しようとするものである。しかしながら、老後の生活を自ら立て、あるいは親族間の私的扶養にのみ依存することは老齢人口の増大と経済条件から次第に困難になるものとみられ、また、扶養義務を負う立場にある個々人の所得には差があるところから、私的扶養を余りに強調すれば、老人の扶養負担の度合に格差を生じ負担の不均衡を増幅させるおそれがある。したがって、社会全体としての責任で、等しく老後の安定した生活の基盤が確保されるよう、総合的、合理的な制度を組み立てていかなければならず、年金制度はその中心であるといえよう。しかしながら、既にみたように、遺族年金の水準の問題、夫と離別した場合の年金権の保障や重複支給の問題、支給開始年齢が男子より早く保険料率も低率であることから生ずる費用負担の問題など年金制度における婦人の問題については今後十分検討する必要がある。

第2は、日常生活上の問題である。個人によって差はあるにしろ、老人は高齢になるにしたがって日常生活上の障害が増してくる。やがて人間的な生活を送るために人手を借りなければならなくなる場合もある。しかし、核家族化が進み高齢者世帯が増加してくると家庭で家族の世話に期待することは困難となってきた。これに対処するためには、地域住民の連帯による援助が活発に行われることが望まれるとともに、家庭奉仕員の派遣等のサービスの提供や日常生活用具の供与等を行い、物心両面にわたって安定した生活の保持が図られるよう努める必要がある。

第3は、老後の生きがいの問題である。

人間は誰しも生きがいを求めるものであるが、これは老人とでも変わるころはないはずである。このためそれぞれの生き方と能力に応じて、すべての老人が生きがいのある老後を送ることができるよう、老人クラブの育成や就労のあっせん等を一層推進するとともに、老人福祉センター等の利用施設の整備や社会的活動への参加の機会の確保など各種の環境条件作りを進めるための方策を講じることが必要である。

総論

むすび

5 福祉を高める事業・活動の担い手の育成

将来の労働力人口は相対的には減少することが予想されている一方、社会保障施策面における労働力需要の増大は必至とみななければならない。しかも、これらは専門的な知識、技術を有することが必要とされているものが少なくないし、また保健医療サービスや福祉サービスにおいてよりよい効果をあげるためには多くの人手を要するため省力化になじむ面には限度があることも考慮に入れる必要がある。

そこで、労働力人口の今後の動向について検討を加えながら、保健医療サービスや福祉サービスに従事する婦人の重要な役割に着目してマン・パワーの確保を図る方途を講じることが肝要である。このため、福祉教育の振興充実を図るとともに、養成機関の整備、勤務条件や処遇の改善に引き続き努める必要がある。

また、国民福祉の向上のための事業や活動は、いわば職業的な要員のみによって進められるものではなく、むしろ自主的な奉仕活動(ボランティア活動)によって初めて成果が期待できる分野も少なくない。殊に、コミュニティ・ケアの精神に基づく施策の展開が必要とされる社会福祉の分野においては、ボランティア活動の活発化は不可欠であるといっても過言ではない。

ボランティア活動の我が国における歴史は、旧来の慈善的な社会事業活動を別とすれば、いまだ浅い状況にある。

したがって、ボランティア活動がいかなる精神に基づくいかなる意味のものであるかについての認識を深め、その活動の意義についての理解を広げるとともに、何をどのようにやったらよいか具体的な活動の仕方の手順や内容の例を示すことが必要であろう。

ちなみに、ボランティア活動に関する相談利用状況についてみると、女子が男子の4倍もあり、自由時間の増加と積極的な生きがいの希求を反映してか主婦が学生に次いで多いという報告があることは注目に値するし、今後の発展に期待を持つことができるのではないであろうか。